

町田市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 (2 0 1 5 年) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(町田市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 町田市国民健康保険条例（昭和34年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「100分の4.08」を「100分の4.74」に改める。

第16条中「1万9,700円」を「2万5,000円」に改める。

第17条中「100分の1.38」を「100分の1.62」に改める。

第18条中「6,800円」を「8,500円」に改める。

第19条中「介護納付金課税被保険者」を「賦課期日の属する年の前年の所得」に、「100分の1.17」を「100分の1.49」に改める。

第20条中「8,400円」を「9,500円」に改める。

第34条第1号ア中「13,790円」を「17,500円」に改め、同号ウ中「4,760円」を「5,950円」に改め、同号オ中「5,880円」を「6,650円」に改め、同条第2号ア中「9,850円」を「12,500円」に改め、同号ウ中「3,400円」を「4,250円」に改め、同号オ中「4,200円」を「4,750円」に改め、同条第3号ア中「3,940円」を「5,000円」に改め、同号ウ中「1,360円」を「1,700円」に改め、同号オ中「1,680円」を「1,900円」に改める。

(町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成26年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書を加える。

ただし、附則第14項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の町田市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第14条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の4.74</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第16条 第13条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万5,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第17条 第13条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.62</u>を乗じて算出する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第18条 第13条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,500円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第19条 第13条第4項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得</u>に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.49</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第20条 第13条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,500円</u>とする。</p> <p>(保険税の減額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第14条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の4.08</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第16条 第13条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万9,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第17条 第13条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.38</u>を乗じて算出する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第18条 第13条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,800円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第19条 第13条第4項の所得割額は、<u>介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等</u>に<u>100分の1.17</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第20条 第13条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>8,400円</u>とする。</p> <p>(保険税の減額)</p>

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第34条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第13条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>17,500円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,950円</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>6,650円</u></p> <p>カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当す</p>	<p>第34条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第13条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>13,790円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,760円</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,880円</u></p> <p>カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当す</p>

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>る者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>12,500円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,250円</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,750円</u></p> <p>カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,000円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1,700円</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を</p>	<p>る者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>9,850円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,400円</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,200円</u></p> <p>カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,940円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1,360円</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第12条第2項に規定する世帯主を</p>

町田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
除く。) 1人について <u>1,900円</u> カ 略	除く。) 1人について <u>1,680円</u> カ 略

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。<u>ただし、附則第14項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)</u>は、平成28年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(適用区分)</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(適用区分)</p> <p>2 略</p>